

令和３年１２月佐川町議会定例会会議録（第４号）

招集年月日 令和３年１２月８日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和３年１２月８日 午前９時宣告

開 議 令和３年１２月８日 午前９時宣告（第６日）

応招議員	１番	齋藤	光	２番	岡林	哲司	３番	山本	和輝
	４番	田村	幸生	５番	橋元	陽一	６番	宮崎	知恵子
	７番	西森	勝仁	８番	下川	芳樹	９番	坂本	玲子
	１０番	森	正彦	１１番	松浦	隆起	１２番	岡村	統正
	１３番	永田	耕朗	１４番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	１番	齋藤	光	２番	岡林	哲司	３番	山本	和輝
	４番	田村	幸生	５番	橋元	陽一	６番	宮崎	知恵子
	７番	西森	勝仁	８番	下川	芳樹	９番	坂本	玲子
	１０番	森	正彦	１１番	松浦	隆起	１２番	岡村	統正
	１３番	永田	耕朗	１４番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	下八川久夫
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	山本 清和

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和３年１２月佐川町議会定例会議事日程〔第４号〕

令和３年１２月８日 午前９時開議

日程第１

一 般 質 問

日程第２

常任委員会審査報告について
産業厚生常任委員会

議長（西森勝仁君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

6 番、宮崎知恵子君の発言を許します。

6 番（宮崎知恵子君）

おはようございます。6 番議員の宮崎知恵子でございます。議長のお許しをいただきまして、3 つの質問をさせていただきます。

人口増加の考え方の一つとして、婚活の考えがあるのではないのでしょうか。佐川町では人口減少が一つの課題となっておると思います。私としては、婚活を一つの切り口に、人口増加に寄与できないかと考えております。官・民一体となった婚活支援の重要性について、これまで何度か一般質問してきましたところではありますが、依然として、町内には出会いの場が少なく、コロナ禍の影響もあって、商工会、女性部主催の出会いイベントも開催できておりません。

佐川町の人口減少の理由として、若者が町外や県外に進学、就職に伴い、人口減少と高齢化が一層進んでおります。その結果、地域住民とのつながりが薄れ、活力低下も顕著になっております。私自身も他県の事例を調べてみましたところ、婚活については単に婚活希望者本人だけの問題ではなく、家族の悩みや問題もあるというのが現状でございます。また、1 日の多くの時間を過ごしている企業での取り組みや協力も一定必要ではないかと考えております。

今年の選挙活動で町内を回りましたところ、町民からお話を伺ってきた中で、婚活希望者のみならず、家族の悩み相談も承りました。そこで、日ごろの行政相談では対応できないようないわば、婚活の周りにある問題、悩み、お声を拾っていくサポート体制のようなものを佐川町でも進めてはどうかと考えております。

厚生労働省の意識調査によりますと、自治体による婚活支援については、約 6 割が結婚についてなんらかのレベルで公的な支援に取り組むべきであると回答しており、最も重要な取り組みとしては、出会いの機会、場の提供を挙げております。そこで、東京在住者の移住希望調査では、移住を検討したいと思っている人が 40.7% 高い割合でいることから、独身者に結婚相手と移住先を同時にサポート

する取り組み、移住婚などを単発の婚活イベントを開催するだけでなく、婚活を推進する民間組織などを新しく立ち上げ、常時サポートできる体制づくりと組織運営を行政として後押しするということはないでしょうか。

私自身も他県の事例を調べてみましたところ、茨城県では結婚何でも相談窓口として、婚活希望者のみならず、家族の悩みや相談も承り、イベントなどでも窓口を出展するなど工夫をしております。また、婚活を推進する企業に対するサポートもやっている自治体もございます。佐川でも進めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。

宮崎議員の御質問にお答えいたします。

婚活など町として相談できる体制をとということですが、役場としての相談業務となりますと、例えばですが、高齢者やその家族などを支援する地域包括支援センター、こういったものがございます。こうした地域包括支援センターにつきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門的なそういった知識をもった職員が制度に基づきまして相談業務など支援にあたっております。

一方、県が民間に委託をしております、婚活の相談や支援を行っております婚活サポーター、この事業がございしますが、これは以前まで結婚まで結びつけるお世話役さん、こういった方がそれぞれの地域にいたかと思いますが、婚活や結婚につながるまでのこうした支援をしてあげたいお世話役さんを、県が個人情報保護のこういった研修などを行いまして、登録し、登録されたそのお世話役さんがご自身で持っております情報やこれまでの経験とか感覚、こういったもので対応していただいております。

婚活や結婚に至るまでの相談となりますと、多くの情報を持つこともそうですが、やはり人生経験が豊富でそういった方でないとなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。こうしたことから、町としましては婚活らのイベントや、出会い、結婚に関します相談などにつきましては今までと同様に民間が行うものに対して、支援をすることや、あと、県が委託を受けて運営をしておりますその婚活サポーターを含めました、高知出会いサポートセンターと、ここで広く事業を展開しておりますので、そういった

ものを周知していくことを基本に考えたいというふうに思っております。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。答弁ありがとうございます。

私も結婚サポーター支援の一員でございまして、これまでも何度か一般質問をさせていただいておりますが、そのときに私がお願いしましたところは、町としてもやっぱりそういう方をサポートする、そういう支援の支援者を出していただきまして、官・民が一体になって進めていくということが大事なことでないだろうかということで、先般もそういう方向で進んでいきたいという御答弁をいただいておりますので、改めまして、人口問題ということに寄与しまして、答弁をさせていただいたこととでございます。また引き続き検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、学校でのデジタル教育についてお伺いをいたします。

現在、佐川町でも学校において、デジタル教材の活用ということで、タブレットの導入が進んでおります。子供に教材として配布している状況かと思えます。これから、本格的に導入されていく形になり、2024年には全国的にも全面的にデジタル教育を採用する方向になると思えます。2018年の経済協力開発機構によりますと、生徒の学習到達調査では本をデジタル機器で読む生徒と、本で読む生徒とではデジタル機器で読書をする生徒のほうが読解力が低くなるという研究結果も出ております。学校の科目でも読解力や理解力など前後の把握が必要な科目については、紙の教科書での勉強が必要であろうかと思えます。数学や地理などデータやグラフを詳しく見たり知らなければいけない科目についてはタブレットの有効活用が可能ではあります。特に、この読解力や理解力は総合的な人間力のもととなる部分です。

文教のまち佐川としては過去、人材を輩出してきたやり方を大切にしつつ、これからの子供たちが佐川町で学校教育を受けたということを誇りに思えるような教育というのを大事にしていく必要があるのではないかと考えております。いかに時代が変遷しようとも、オンラインなどではなく、先生と生徒という人のぬくもりのある授業、教育を第一に考え、また、科目に応じて紙の教科書を一生懸命勉強しながら考える習慣を身につけることは大切なことだと思っております。ただ、それが大前提でありながらも、タブレットの活用

というのはあくまでツールの一つとしては有意義な活用であると思います。

佐川町でも約1年半たった、今の実情の学校成果につながるデジタルの教育について、タブレット等をどのように活用しているのか、教職員も扱う機械の知識を身につけながら授業を進めないといけなかったと考えると大変だったろうなと思います。また、親世代からの子供たちを、親世代の声や子供たちの「紙のほうよかった」「操作に必死になって理解が追いつかない」など、さまざまな声が全国的にも聞かれております。佐川町は比較的早い段階で導入したので、結果が出始めていると思いますが、そこで、何点かお伺いをいたします。

1度、アンケートを取り、実際の現場の声を聞いてみる必要があるのではないかと思います。また、全国的に見れば高い学力では、成績面では数値が高い傾向が出ているということです。佐川町ではどうでしょうか。先生や生徒に自分の考え方を伝えることは、相手に説明したり、話をするにはほかに比べて低い傾向があるというお声も聞いております。佐川町ではどうでしょうか。

一つの課題として、将来社会に出た時、コミュニケーションを取る技術がないと、社会全体が閉鎖的になるおそれがあるのではないかと考えております。よりよい方向の指導をいただけますようお願いいたします。一般質問のお答えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

教育長（濱田陽治君）

はい。宮崎議員のタブレットについての御質問にお答えいたします。

タブレットとかですね、電子機器を使った教育で全てを使った教育で全てをやっているというわけではございません。教科書はございますし、教科書でいっぺんにこういうのも見れるとかいうメリットもございます。それから、実体験のことを言われておりましたが、これもまた、デジタル機器はあくまでもバーチャルなものでして、これを学校に配備していく過程、また、その都度学校で直接私が教職員をお願いをする、それから保護者の皆さんに説明をする際をお願いをしているのは、これはあくまでも入り口です。これを通じて学ぶことに興味関心を持ったならば、必ずその場へ行って実体験をするようにと。そして、地域に出てですね、いろんな方の人格的な影

響も含めて、影響を受けてもらえるようにすると。そうやって学びを広めるための入り口というふうに考えております。実際このようにお願いをしておりますので、その方向で進んでいると思っております。

さて、このタブレットや電子黒板など情報通信機器の活用につきましては、メリットとしては子供たちや教員も楽しみながら効率的に学習ができると。それから子供たちが授業に積極的に参加しやすくなるなど、授業内容を改善しまして、主体的対話的で深める学びを実現するという上での効果が期待されております。また、授業内容の改善のほかに、遠隔で授業をやりましたり、課題を配信してこれを回収したり、で、遠隔での生活リズムをチェックするとか、こういうことで学習を保障したり子供たちの生活を整えたりするうえでの効果も期待されております。

そこです、ただし、デメリットというのもありまして、1つは個人情報の保護などセキュリティーの問題。2つ目は報道等でも話題になっておりますけど、ネット上の誹謗中傷など、これの予防、いわゆるネットモラルについての指導。3つ目として、家庭に持ち帰る場合に、過剰な使用による健康面への影響。4つ目として、社会教育でも同様ですけども、学校教育における情報リテラシーの底上げの問題と。これは教員が早う慣れるだろうかというあたり、宮崎先生も御指摘になっておられましたけども、これらの課題に対しまして、まずセキュリティーとネットモラルの問題につきましては、導入以前から各校で教育計画に位置づけておりまして、外部講師の支援も得て指導してまいりましたが、現在、最低でも各学期に1回、年間3回以上の指導をするようにとの内容とともに各学校の担当者会で申し合わせて実施をしております。その上で、教育用を各家庭に持ち帰る場合は考えて、使用上の注意、個人情報の保護とモラル、健康、使用の制限などの事項が記載されております。この教育用タブレットの持ち帰りのルールに保護者の同意を求めることによって、学校と家庭との連携を強化して、セキュリティーの確保やネットモラルの遵守、健康への影響等の予防を徹底しております。

学校における情報リテラシーの底上げにつきましては、ICT支援員も活用しながら研修を充実しておりまして、現時点で小中学校ではタブレットや電子黒板などのこういった機器を活用した授業はもう既に日常化をしております。なお、この取り組みが確かになり

ましたら次の段階では社会教育にも拡大をしてその振興に生かしていけたらと思っております。

さて、成績とか学力についてですけれども、測定できる学力の部分ですが、まだ4月から完全に導入した段階ですので、確かなデータは出ておりません。これによって学びが転換していきますと、測定できる学力についての成果が現れるのではないかなと考えております。

それと、生活への影響につきましては、従来からゲームや情報機器の使用時間は長くなって、就寝時間が遅くなる、睡眠時間が短くなるというような家庭教育における影響を耳にしておりましたけれども、既にこれらの機器は各家庭で身近なものになっておりまして、現時点で取り立てての報告はいまのところ受けておりません。

こういった新しい試み、取り組みですね、試みではないですね。取り組みを進めていく中で、アンケートを取るなどで進行管理をしてはという御助言だったと思いますが、これは導入以前からスムーズな導入とその進行管理のために、各校の担当者を年間数回集めましてチェックをしております。それと同時にこの佐川未来学全体も含めて有識者による会議をやって進行管理をしております。その中で一定その時期をみて、状況が定かになった時点で、どう現状を認識し、修正を加えていくのかというあたりはアンケート調査も含めて方法を検討していくかなとこう思っております。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。丁寧な御答弁ありがとうございます。

アンケートというのはやっぱり、家庭、子供、両親であったりとか子供さん自身のアンケートを取っていただけないかなという質問でございましたので、また、その方向で検討していただけたらと思います。ありがとうございました。

この質問はこれで終わります。

続きまして、3つ目の質問としまして、町民の健康と維持活動についてお伺いをいたします。

佐川町では、現在、高齢化が進んでおり、こうした状況の中で、最後の最後まで明るく積極的に過ごせるような生涯現役社会の実現、健康寿命を延ばす施策に佐川町としても力を入れていると思います。第5次佐川町総合計画の中で、一番初めに掲げられている評価指標

は幸福度指標です。そこで触れられている幸福学の前野教授の言葉によりますと、自己実現と成長などがあります。これを突き詰めますと、健康と仕事という要素に深くかかわっているのではないかと思います。そのために、健康でいつまでも現役さながらの自分でいられるのは大事なことだと思います。佐川町では「あんしん・いきいき・まごころの郷さかわ」を掲げ、介護予防やフレイル予防にも力を入れております。フレイルとは健常な状態と要介護状態の間のことですが、早く介入をして対策を行えばもとの健康な状態に戻るという可能性も十分にあります。高齢者のフレイルは特に生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症を引き起こす危険性があり、要介護状態へと入りやすくなってしまいます。

そこで、具体的提案といたしまして、佐川町からも町民からも佐川にトレーニングジムの設置をしてはどうかというお声をいただいております。フィットネスについて民間と行政のタイアップによって、予防医療などを推進することができるのではないかと考えております。

例えば、愛媛県の宇和島市では薬局と同じ建物にフィットネスジムの併設しており、無料で管理栄養士による食事指導をしております。あるいは介護保険は40歳以上の加入が義務となっておりますけれども、介護保険を使わない月は利用料を料金を下げ、安く施設を利用できるなどの事例もございます。ほかに、理学療法士によるリハビリやトレーニング指導、あるいは体力測定をしっかりとしながら毎日の健康管理をするなどの可能性もございます。

町民の意見の中にも介護保険は高いのに保険が適用される人とされない人の間の不公平感があるという意見もございます。介護保険を支払いながら自分の健康をしっかりと維持しているということだけでも、社会福祉的に、社会福祉全体に対する立派な貢献であるとは思いますが、そのような方に、別の形で恩恵があるような施策を検討してもよいのではないかと思います。

また、県内ではいの町にメディカルフィットネスジムがございます。トレーナーや管理栄養士によるパーソナルトレーニングなど、さまざまなニーズにあわせてレッスンやトレーニングができるようになっております。ただし、町政とのタイアップということではありませんので、民間で行っている分の限界はあると思います。

こうしたしっかりした設備があれば、佐川町民だけでなく、越知

町やほかの地域に住む方々も利用できることも想定され、活発な往来にもつながるのではないのでしょうか。こうした試みは高知市内でもまだ実施されておられません。佐川町での取り組みが、高知県内における先進的な事例となり、県全体の健康増進と幸福度向上にも貢献していくのではないかと思います。佐川として力を入れてきた佐川町民の幸せ度を最大化するために、より積極的に健康増進に取り組むことができるまちづくりの一貫として、健康増進と施設の設置についてどうお考えがあるかをお伺いをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

はい。お答えをさせていただきます。

まず、健康増進についてです。お答えをいたします。

健康増進につきましては、教育委員会としましては、健康づくりの重要性とかはわかっているというか、認識していても、健康に過ごすための運動自体に関心がなかったり、興味があっても具体的な行動につながっていない住民の方に対して、いかに健康増進を図るための運動習慣をつけるかということにつなげていくことが課題であると思っております。

御提案のありました、御質問の中で御提案のありましたスポーツジムの設置についてですが、令和1年に佐川町の大会、スポーツ推進委員の研修も兼ねてですね、地方創生事業の一貫として健康増進施設の運営に取り組んでおります。また、モデル事業にもなっております鳥取県の伯耆町の施設について先進地視察を行っております。で、その視察では施設の整備の方策であるとか人材の育成など、運営体制の構築方法、また、実際の運営における収支の状況について視察を行っております。視察にあたりましては伯耆町の取り組みの協力企業とも打ち合わせをして、視察終了時には総務省地域おこし企業人交流プログラムを活用した健康をテーマにした取り組みについて御提案もいただいております。

ただですね、文化センターの非構造部材の耐震化工事であるとかですね、新文化拠点の基本構想の策定など、近年優先して行っておったこともありまして、現在のところ具体的に検討することまでには至っておりません。

今後におきましては、佐川町の体育会であるとかですね、スポーツ推進委員のみなさんの御意見を伺いながら、より研究を含めて、町として、佐川町としてどのような体制、どのような施設がふさわし

いか方向性を見出していきたいと考えております。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

佐川町には高北病院という大きな施設もございますので、その医師が、スポーツ医師ということもお伺いしておりますので、ぜひともそういう医師をとおして高北病院等にまた考えも及んでいただいたらありがたいかと思えます。

2019 年の 7 月に出されました、早稲田大学の研究によりますと、プロ野球の試合を生で観戦することで、高齢者の認知能力、抑うつ症に改善傾向が確認されたという科学的な裏付けがされております。野球のみならずスポーツ全体でこのような結果が期待されております。佐川町ではスポーツパークなどの施設もあり、四国社会人リーグの高知におけるメイングラウンドの 1 つとしても使われていると思われます。社会人や中高の大会の機会として充実させて佐川町をスポーツの町として盛り上げるのは大変よいことではないだろうかと思っております。新型コロナウイルスの蔓延などもございますが、佐川町にスポーツをすること及び観戦することへの前向きな取り組みを検討いただきたいと思います。

サッカーで言えば、四国社会リーグだけでなく、高知ユナイテッド S C というサッカーチームもございます。地元のサッカーチームなどは自然と応援したくなりますし、勝ち上がるにつれてさらに熱烈的なサポーターが生まれてもきます。野球も同じく、四国アイランドリーグに属している、高知ファイティングドッグスもございます。スポーツを盛り上げる流れから、チームを間近に見て将来の夢を描くような子供がいたり、少年サッカーチーム、少年野球チームの活動をさらなる活性化や中高の部活動人口が増えることにもつながると思えます。そのようにいい循環をつくり、佐川町に年代関係なく、スポーツの存在が身近にある町をつくることは、文教のまちとしても理念にかなっているのではないのでしょうか。町内のスポーツの利用率のさらなる向上にもつながると思えます。そうしたことを踏まえ、町内のスポーツ施設の利用状況、今後の展望をお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

はい。お答えさせていただきます。

ちょっと、利用状況、具体的にちょっとまだ手元に資料を用意し

てませんので、また後日改めて調べて回答させていただきます。

ただですね、サッカー場でありますスポーツパーク佐川、こちらのほうがですね、天然芝ということもありましてですね、年間、約4カ月間ぐらい芝生の養生期間を設けてます。その4カ月間の養生期間を除いてですね、ほぼ毎週の土曜日、日曜日については御利用をいただいております。で、少年サッカーとかですね、夜間は旧佐川中学校のナウマングラウンドのほうで、こちらのほうナイターの設備がありますので、スポーツパークのほうにはちょっと夜間の照明がない、設置してない状況ですので、夜間の練習についてはナウマングラウンドのほうです。

で、佐川町の場合ですね、サッカー部であるとか野球部があるのが佐川中学校になりますけれども、こちらも夜間の照明の設備が整っておりますので、まあ、今のところほぼ練習等については過不足なく行っておるというふうに思ってます。

で、議員も御承知のとおり少年野球であるとか、少年サッカー、指導者、保護者の方が大変熱心に御指導をいただいております。で、今後、将来なんらかの形でよい結果につながったらいいかなと思っております。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

私もあまりPRというか情報をキャッチしておりませんので、そういう情報等も含め、これから佐川町民がますますスポーツに関心ができるようになると嬉しいと思います。

最後に、かわせみの利用についてですが、かわせみでは子育て支援としてなかよしひろばを設けております。小さな子供を連れて遊べるスペースがあります。最近いただいたお声として、サービスはとてもよく、スタッフさんとても親切だったというお声を頂戴いたしました。ただ、平日しか利用ができず、平日に共稼ぎをしている家族では平日の利用は難しく、休日に開けてくれないだろうかというお声をいただいております。かわせみのような屋内施設、公園等があると嬉しいという子育て世代のお声が多くありました。このようなニーズについて、町としてどのように対処いただけるかをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

御質問のありましたかわせみにつきましてはですね、月曜から金曜までの健康福祉課が執務をしている時間内であれば、ひろばを利用できる。それからあそこは子育て支援センターを運営しておりますので、ちっちゃなお子様とか、保護者の方が集まって交流をしたりということはできております。ただ、土曜日、日曜日は佐川町内でそういった自由にお子さん連れで少し遊べるとかいう施設がなかなかないということもお聞きをしております。で、こういう課題につきましては、子供子育ての事業計画であるとか、そういうところで検討はいたしておりますが、まだなかなか実現には至っております。こういう問題は町全体で考えていく必要があります。

今後、例えば計画をしている図書館の施設、新文化拠点の施設、それから道の駅の施設がございます。そういったところを含めて土曜日あるいは日曜日にお子様連れで遊びができるような施設であるとか、公園であるとかそういったことを設備していけたらいいなというふうには考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

はい。そういう意味でも新図書館への期待、道の駅への期待大きいと思います。ぜひ、全世代の身近にある運動の促進、健康増進をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、6 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。
ここで、15 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 45 分
再開 午前 10 時

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き、2 番、岡林哲司君の発言を許します。

2 番（岡林哲司君）

2 番議員の岡林哲司でございます。議長のお許しをいただきましたので、御質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により大変な思いをされています町民の皆様へ一言お見舞いを申し上げます。

す。

初めての質問で緊張もしておりますが、40年以上前に祖父が立ったこの議場に今私が立たせていただいているという事実に関心を奮い立たせ、しっかりと務めさせていただきます。執行部の皆様には新人にもわかりやすく前向きな回答をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。通告とは順番が入れ替わりますが、まずは、コロナ禍中における町内のコロナ関連での廃業者数を担当課長にお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、岡林議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍中における町内事業者の廃業事業者数については、店舗を持たない個人事業者もいるため、全てを把握しているわけではないと思いますが、産業振興課で把握している事業者は6事業者あります。以上です。

2 番（岡林哲司君）

6事業者あるということでありましてけれども、実際には「こんな時代だし、こんな状況だし、疲れたのでもうやめる」というような声も聞いております。そういうものも含めると広い意味ではコロナ関連のそういうものもコロナ関連の廃業とも言えるのではないのでしょうか。また、廃業には至っていませんが、現在、大変苦勞されているという話を各所からお聞きするというのが現在の状況だと思います。コロナ禍における経済対策としては、飲食店向きの支援策が多くございます。高知県議会の9月定例議会において、地元から選出されました桑鶴県議が中山間地域において、高知県が取り組む高知家あんしん会食推進の店認証制度への認証作業が非常におくれている、進んでいないことに対する質問がございました。質問より約2カ月がたちましたが、佐川町内での認証の現状はどのようなになっておりますでしょうか。お答え願います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

現在、高知県が公表しています佐川町内の高知家あんしん会食推進の店認証店は12店舗ございます。このうち佐川町が上乘せ補助をしてまして、その申請済みが7件あります。直近の佐川町のチーム佐川あんしん会食に申請した店舗の県のほうの申請日から認証日ま

で大体3カ月間要しております。現在、商工会を通じて県のほうに既に申請済みという店舗が4店舗あることを聞いております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

認証店への町独自の上乘せの補助金もあるようですし、この認証制度への取り組みは来年以降に再開が予定されます、G o T o E a t 事業へもスムーズに参加できる基準になるのではないかと推測ができます。あくまでもこれは個人の推測でございます。

各事業者にもこれを積極的に取り入れていただけたらと思いますので、ぜひ町のほうでもさらに推し進めていただくようによろしくお願いいたします。

国や県での予算が決まってからどれぐらいの割り当てがあるかが決まり、それが町におりてきて、町からの支援となるため、町としては対応にタイムラグ、時間差ができると思います。佐川町においてもこの定例会のあとに県の12月定例議会が開催されるということで我々がそれについての質問をするのは次の議会になるので、そのタイムラグも発生しますが、町内の事業者と国や県の情報を積極的につなげていただけますよう、ぜひよろしくお願い申し上げます。

また、コロナ禍において外食産業等の消費が鈍ったことで一次産業へのダメージが大変大きいことが報道されております。10月15日に公表されました高知県の令和4年度の予算編成方針の一つとして、ウィズコロナ、アフターコロナ時代への対応に向けた施策を強化という枠組み、その中にキーワードとしてデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つが挙げられております。このデジタル化の取り組みとして現在非常に好調とお聞きをしております佐川町へのふるさと納税の取り組みをしていただいている担当者の持つノウハウ、これを町内事業者にお伝えいただくような、いわゆるECサイトへの出品や、独自の販売ウェブサイトでの販売につながるような取り組みを町としても御検討いただきたいですが、町としてどのようにお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。ECサイトは佐川町の特産品、商品を全国に売るのに大変有効な手段だと考えております。ただ、ECサイトは作れば売れるというものではなくて、人気があるサイトになれば売

れていくということになりますので、そのためには商品数などの魅力が必要になってくると考えております。今後、財団法人でもECサイトをつくっていくという計画になっております。

まずは佐川町の商品をそういった財団法人のECサイト等で販売する。その前にまずはさかわのふるさと納税なども利用していただいて、出品をしていただく、そのリピーターの方が財団のサイトに来てまた商品を買っていただくというような取り組みもいいのではないかというふうに考えております。

コロナ、先ほど議員のほうから予算のこともありますが、国のほうの補正予算が先月末に閣議決定されております。新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金が追加計上されております。この金額が全国総額で6兆8千億円。うち、地方単独事業の通常分として1兆2千億円が計上されております。昨年に引き続いて、大型の補正となる見込みです。

この補正により佐川町配分される交付金額はまだわかってはおりませんが、昨年度の実測から想定すると総額1億円を超えるであろうと予測されておりますので、現時点で佐川町として事業する内容はまだ決めておりませんが、いろいろな御意見を聞きながら状況も見極めて、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた事業を検討していきたいと考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

丁寧でわかりやすい御回答ありがとうございます。

約1億円の予算が想定されるということで、ぜひ、町にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

先日の森議員の御質問でもありましたが、移住推進策について伺います。

まずは、近年での地域おこし協力隊、また、移住お試し滞在施設の状況と移住者数、そして、その移住された方々の業種の内訳はどのようなになっておりますでしょうか。担当課長にお答えいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

岡林議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊につきましては、平成26年からの数値になります。この令和3年度までに72名の方が協力隊として職のほ

うについていただいております。その種別の内訳につきましては、まず自伐型林業、こちらのほうに 35 名。それから佐川発明ラボ、こういったところのものづくり、こちらに 16 名。それからアーティストとしまして 4 名。それから農業、農業振興のほうに 8 名。それから観光振興のほうで 4 名。それから最後にその他といたしまして、スポーツ振興、またふるさと納税、牧野公園整備、まちまるごとなどこういったところで 5 名。計 72 名というふうになっております。

それと、あと、お試し住宅の件についてですが、こちらのほうが佐川町へ移住を希望される方が生活を一時体験するという取り組みになるわけなんです、川内ヶ谷の四国電力の旧の社宅のほうを、1 室移住者向けのお試し住宅として活用しております。

これにつきましては平成 28 年度から取り組みを始めておりまして、令和 2 年、昨年 5 月から、この 10 月までコロナの関係で休止のほうしてございましたが、これまでに 17 世帯、それから単身では 9 世帯、9 人の方、合計 26 世帯の方が利用をされまして、そのうち 6 世帯の方が佐川町のほうに移住をされてます。この 6 世帯につきましては全て地域おこし協力隊という形で佐川のほうに移住をしていただいております。以上になります。

2 番（岡林哲司君）

実際に数値的なものもしっかりと移住につながっているというふうに確認できると思います。

その数字を踏まえまして、今後、こういった分野の方に来ていただきたいのか、またそのために取り組んでいる、今後取り組むプランはどうなっておりますでしょうか。そして、そのためにはどのような課題があるとお考えでしょうか。お答え願います。

チーム佐川推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。

やはりこの移住、人口減少問題というところがありますが、少子化や首都圏への移住が集中する傾向にあります中、担い手確保の観点からも移住施策は佐川町のみならず地方にとりましては特にこの中山間地域、こういった所には重要な課題であるというふうに考えております。多くの自治体がそれぞれの地域の特性、特色を生かしまして、さまざまな取り組みを進めているところです。移住者にとりましては移住先での仕事、住宅、それと地域とのコミュニティー、こういったものが重要でないかというふうに考えております。

佐川町としましては、仕事の部分におきましては地域おこし協力隊の制度を活用し、任期終了後におきましても定住につながるような活動を進めてまいりました。中でも自伐型林業の取り組みにしましては木材の輸入自由化以降、手入れをされていない山が増え、林業が衰退傾向にありましたが、全国的にこうした取り組みが脚光を浴びるなど、注目されております。

今後におきましてもこうした山を大切に永続的に林業経営が成り立つよう、継続性をもった活動を支援するとともに他の産業などに関しましては担い手の確保に向けた継続性のある取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次にその、移住者への住宅施策につきましてですが、こちらにつきましては、空き家バンク制度での情報提供や、あと、空き家を活用しました住宅の貸与、また、移住者が購入した空き家や、移住者に住宅を提供する家主が住宅を改修する費用に充てて、費用に対しまして補助する支援などを行っております。

最後に、こうした取り組み、移住に対します入口の部分、こうした部分につきましてはいろんな知恵を絞ることできさまざまな支援が可能というふうには思いますが、やはり、移住された方が永続的に住み続けていただくためには地域でのコミュニティー、こうしたものが最も重要でないかというふうに考えておりますので、また、集落活動センターなどこうした中に入っていくなどしまして、皆さんと交流をしていただいて、佐川に来てよかったなというふうな取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、これから先ということですが、来年度の地域おこし協力隊の募集についてになりますが、来年度はまた自伐型林業、そして有機農業、それとものづくり、それから道の駅の関連、こうしたもので募集のほうを進めていくように考えております。以上になります。

2 番（岡林哲司君）

丁寧な御答弁ありがとうございます。変わらず移住施策についていろいろ地域おこし協力隊などの制度を活用して進めていただきたいと思います。

新町政になったことで、既に移住をされております方々からも今までのような移住推進の方針がひょっと変わるのではないかと不安の声もお聞きしました。片岡町長の耳にはそういった声は届いてお

りますでしょうか。町長、お答えをお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

直接、私のほうにはそういった御意見は来ておりませんが、しっかりと、チーム佐川、担当課でありますチーム佐川推進課とも協議をして、先ほど、課長が答えていただきましたが、必要に応じてですね、各分野で国の地域おこし協力隊の制度を利用しまして、各分野で頑張っていたいただきたいと思いますので、引き続き、地域おこし協力隊の制度は利用させていただきたいと考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

ぜひ、住民の声を広く聞き集め、前向きに進めていただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

新町政における学力向上策についての質問でございます。

私の通告の副題でございます、前町政 8 年間で学力レベルの平均が県の平均以上に上がったというふうにあります、正しくは先日の森議員の御質問の回答にあったとおり、不登校率が県の平均より改善したという部分の間違いでしたので、訂正させていただきます。そのうえで、せっかく学力の平均の話が出てきましたので、直近 5 年間の学力テストの結果の推移についてお伺いいたします。

教育長（濱田陽治君）

学力の件についての御質問にお答えをさせていただきます。

このこれからの時代にですね、子供たちが社会の変化に対応して生き抜いていくために、健康な心身と豊かな感性、人間性に支えられまして、自ら課題意識を持ち、対話の中で解決法を考え、試行錯誤を繰り返し最適な答えにいきつくといった思考力を含め総合的な学力が必要になります。このような学力の定着を見る一つの切り口といたしまして、文部科学省が実施している全国学力学習状況調査がございます。この調査の結果を平成 10 年からの資料で見ますと、特にこの 5 年間ですけども、全国の平均正答率を 100 とした場合にその上下 5 % 以上に差があると、有意差といいますけど、と、考えまして、町立小学校 6 年生においては県平均、全国平均を少し下回ったり上回ったりという状態が多い状況です。ただし、内部を

精査しますと学年学級個人の差は克服できておりません。

中学校では平成 19 年度から 21 年度まで非常に厳しゅうございまして、特に数学では全国平均を 10% 以上下回っているという状態がみられます。これに対しまして第一次教育振興基本計画を策定し、学力向上に取り組み始めました平成 24 年度から県平均を超えまして、全国平均に近づく、あるいはわずかに超し、平成 31 年度に県平均と全国平均を明らかに超えるレベルまで向上をしております。

ただし、ところが同時にですね、森議員の御質問にもお答えいたしましたように、これと軌を一にするように不登校の中学生の割合が約全国平均の 2 倍まで達しておったというのが状況です。以上でございます。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。学力の向上とそして不登校の問題というこの 2 つの視点からバランスをしっかりとった学力、そして不登校など問題に対する施策の必要性があると感じられます。

学力向上策につきましては、先日の森議員の御質問のあった部分に関しては同じ回答ということでかまわないでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。さようでございます。学びを転換することによって根本的な解決を目指すという方針でございます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

前項の移住施策についての質問、これを取り上げましたが、教育の水準というのは、これはまさに移住先を検討する際に、重視されるポイントであると考えますので、さらにこの数値が改善し、向上するような第三期佐川町教育振興基本計画の作成をお願いいたします。

一つ、教育に関して気になることをお聞きしましたので、町長と教育長にお答えをいただきたいのですけれども、佐川小学校敷地内に設置されております、学童放課後クラブでの一面です。

坂本議員の質問でもありましたが、本校舎外の建物に 2 クラス、そして本校舎内に 1 クラスで合計 90 名の生徒さんを担当されているそうです。そして、それを担当する職員の数が 10 名ということで、合計 100 名の方が過ごして、時間をともに過ごしていらっしゃるということです。その 100 名に対し、グラウンドに設置されてお

ります、外のトイレのみを使用するように学校側から指示が出ているということでもあります。特に天候が悪い大雨の日などには小学校1年生の校舎内のトイレの利用は認められているということではありますけれども、まず、この時点で少し疑問を感じるところがあると思います。

これだけでは終わりません。昨年の夏ごろに数カ月間にわたってこの外のトイレ、これは男女共用で個室の部分が3室ということになっています。この個室の、3つある個室の一つのドアが故障し、これの修繕をお願いしたところ、予算がないのですぐにはできないという回答を学校側から受けたという話です。で、これは再三学童の担当職員の方が学校側をお願いをしたそうですが、すぐにはやはり改善されず、この状態が数カ月間にわたって続いたというふうに聞いております。学童の担当者から聞いた話ではこういう状況下において、ある日生徒がですね、用を足すのに子供同士で人垣をつくり用を足しているという姿を担当者が目にしたそうです。この話を聞いたときに、友達同士の思いやりある子供たちの行動に対し、なんとも、大人として情けなさや憤りを感じました。このような状況が起きていたことを町長、教育長は御存じでしょうか。また、現在も、一度そのトイレのドアは修復されたそうですが、現在もその3つのうちの1つのトイレの鍵が壊れたままの状態だということです。これは早急に校舎内のトイレが生徒には利用できるように。そして、そうした状態になった場合にすぐ修理できるような環境に改善することが必要だと強く感じます。町長、そして教育長、御回答よろしくお願い申し上げます。

町長（片岡雄司君）

岡林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、佐川小学校の校舎の横に併設しておりますナウマンクラブの施設だと思います。現在100名の方が職員合わせて利用していただいております。正直なところ私も4月から退職しておりまして、トイレの修繕、ドアの故障等については把握をしておりませんでした。しかし、教育委員会のほうで私も以前お世話になったことがありまして、その場合は故障については現場を確認してですね、早いうちに対応させていただきましたが、ちょっと予算の関係もあって、今回、なかなかすぐはできなかったのではないかと考えておりますが、あとで教育長のほうにもお答えさせていただきます。

そういったことのないようにですね、また、雨のときにですね、校舎のトイレが使えないというような状況自体がちょっと私も理解できないという部分もありますので、しっかりとそのへんは教育委員会、また学校のほうとも協議をしまして、そういったことのないような対策をとっていきたいと考えております。以上です。

教育次長（吉野広昭君）

すいません、そしたら教育長に先駆けて私のほうから簡単に御説明をさせていただきます。

岡林議員が言われているとおりですね、トイレのほう、屋外のほうのトイレのほうを使うように学校から以前指示があったと思います。ただですね、その、教育委員会というかですね、教育長を通じてですね、中のトイレ、非常に雨が降る日にもですね、私も実際目にしたことがあってですね、恥ずかしい思いを、子供たちにとって申し訳ない思いをしたこともあります。で、ただですね、教育長からより学校のほうにはですね、屋内のトイレ、具体的に言えばですね、2時以降は屋外のトイレを使えというような指示が以前あったので、それはおかしいというふうな指導をしてですね、学校のほうには伝えて、伝達をしております。ただですね、どうも学校のほうとナウマンクラブのほうに直接ですね、中トイレを使っていいよというような情報共有が図れてなかったというふうなことがありますので、再度ですね、改めて学校長、あるいは教頭、教職員に向けてですね、指導というか、それは徹底するようにして、させていただきたいと思っております。

教育長（濱田陽治君）

はい。私のほうからお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブ、それから町内には放課後子ども教室もありまして、それぞれ厚生労働省、文部科学省というところがあって、福祉目的と地域での子供の居場所、目的は違うんですけども、いずれも町の大事な子供さんたちが放課後いる場所でございます。この子供さんたちは学校の子供でもあるわけです。そこでですね、開かれた学校という、みんなで子供を育てようというときに、教育においてその連携がうまくいかない、境をそるというのは非常に好ましくないことだと思います。

私が平成25年に尾川小中学校に赴任した際に驚いたのはですね、放課後子ども教室でいろいろトラブルがあって、それが学校は知ら

ないと。で、翌日になって学級でまたもめるということがあっておりました。その時に聞いたのに、前任者はこれは教育委員会がやっておることであるからと、学校は関知しないと、こう言っておったということで私はすぐそれを修正いたしまして、必ず毎日、毎日といたしますか、教頭もしくは養護教諭が見に行って不都合はないかという確認をし、そして、もめ事等あった場合にも担任に連絡をして家庭訪問をするなどの対処をなさいよということをおっしゃいました。そこで、私が教育長に就任して以来、各校にそのような指示をしておりましたが、佐川小につきましてはその後もたびたびこのようなことを聞きますので、先週も校長に直接、具体的に指示をしました。教頭が最低でも週に1回は行って連携をとるように。トラブル等不都合があれば必ず対処するように、教育委員会に必要があれば報告をし、子供同士のことになれば担任に指示をして、帰りにきちんと児童クラブの指導とも合わせながら家庭にも伝え、解決に向けるようにと具体的に指示をしております。

再度申し上げますけども、境をそると土佐弁で言いますが、その境目で事故や不祥事が起こるということもありますので、この件は注視をしております。私は校長に指示をしておりますが、なお、今後もしこういうことが聞こえてくればすぐ対処をしていきますし、年度初めに各校を回って私は行政説明をしておりますし、9月、10月に100名を超す教員と15分ずつ面談もしておりますので、その際にもこの考え方を徹底してまいります。以上です。

2 番（岡林哲司君）

御回答いただきまして、ありがとうございます。

私自身、娘を持つ父として、こういう問題があればやはり、保護者の中でも不安も不信感も学校に対しても広がっていくと思います。こういった問題は起きてはならないことだと思いますので、ぜひ、早急に対応いただけますよう、お願い申し上げます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

公共施設におけるWi-Fiの設置状況について伺います。

文化センターや青山文庫にはWi-Fiが設置をされておりますが、文化会館である桜座や地質館ではどうなっておりますでしょうか。御回答願います。

教育次長（吉野広昭君）

はい。お答えさせていただきます。

桜座、地質館につきましてはですね、現在、W i - F i は設置を
しておりません。

2 番（岡林哲司君）

ないという御回答をいただきました。

実際に、全員タブレットが支給されている佐川中学校のほうから
ですね、桜座の舞台を利用したプレゼンテーションの授業で利用し
たいということで、桜座に来られた際に、まさか桜座にそのW i -
F i 環境がないということを教諭の方も御存じなく、まずI C Tの
担当の方も絶句をしておられました。

このコロナ禍において、また、町としてI C T、情報通信技術の
活用を推し進めるに当たって、町の貸し館スペースであります桜座
においてですね、Z O O M等を利用したオンライン会議やセミナー、
そしてオンライン商取引や資格や技術の取得のためにスムーズに利
用できる環境の整備が必須だと考えます。また、芸術文化の発信の
場として桜座に安定したW i - F i 環境が必要だと思います。その
点、いかがお考えでしょうか。お願いします。

教育次長（吉野広昭君）

はい。議員御指摘のとおりだと思います。

今後につきましてはですね、利用者からの御要望もいただいてお
ります。で、必要性も感じております。今後設置について前向きに
検討したいと思っておりますが、具体的にというかですね、ここ数
年来ですね、かなり桜座につきましては高額な修繕工事が続いてお
ります。で、一定ですね、その修繕工事の状況が落ち着きましたら
設置を改めて考えたいと思います。

桜座は特にですね、機密性が高くてですね、引き込みの工事が別
途必要になってきますので、そちらも合わせてですね、設置する方
向で考えております。一方地質館につきましてはですね、それほど
の工事が必要ではないので、来年度の予算を計上してですね、まあ
予算計上で認めていただきましたらですね、自らというかですね、
職員がW i - F i のほうを設置するようなことを今考えております。
以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

先ほど吉野教育次長がおっしゃられたように、桜座という建物に
おきましては、大音量の音楽の舞台や、音楽の練習をする設備を整

えるために、とても機密性が高い建造物となっております。

こうした建物の構造上の問題として、普段、皆様が使われている携帯電話などの電波も届きにくいというような形になっております。ですから、その利用者の方にモバイル型のWi-Fiルーターを持ってきてくださいということをお伝えしたとしても、実際に持ってきて置いてみたら電波が届きにくくてこれは利用できないという事が考えられます。先ほど、次長の御答弁でもありましたが、補修の費用、修繕の費用がたくさんかかっているということでもありますけれども、開館以来20数年がたったこの桜座という建物の修繕がこれから一段落つくってという状況がなかなか簡単に想像できない、次々とお金がかかってくる状況であることも考えられます。お金がかかる施設なのに使えないということではこれは存在意義が問われると思います。

佐川町は文教のまちというスローガンと言いますか、昔から文教のまちという言葉がよくありますけれども、文教のまちとしてこの文化会館が使えないという状態ではそのお金もたくさんかかってますし、町民に対してもしっかりと説明ができるような状況ではないと思いますので、ぜひともこの点については早急に検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

はい。改めて検討をさせていただきたいと思っております。

2番（岡林哲司君）

ぜひ、前向きに進めていただけますようお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

公共施設の活用状況についてお伺いをします。まず、青山文庫、地質館、桜座、ここ5年間の保守にかかった費用はどれぐらいでしょうか、御回答をお願いします。

教育次長（吉野広昭君）

はい。ちょっと5年間の数字は手元に今資料がないので、また調べておきます。

で、保守にかかる費用かかる費用、先ほど修繕工事ということで申し上げましたけど、それ以外で、通常の年に保守にかけると、例年かかっている費用、令和2年度の決算額によりましてお答えするのですね、桜座につきましてはですね、日常の清掃、あるいは機械警備、舞台の設備とかエレベーター空調の点検など総額で年1,032

万円ほど支出をしております。地質館につきましてはですね、夜間とか休館時の機械警備とか、清掃の委託料として年 57 万円ほど。青山文庫につきましてはですね、施設の維持、管理にかかるものとして年 112 万円ほど支出しているような状況です。

2 番（岡林哲司君）

御回答ありがとうございます。

桜座の保守にかかる費用は、やはりほかの 2 施設よりは飛び抜けてかかっているということでございます。私自身この議員という仕事をさせていただくまで、今年の 6 月まで桜座で勤務をさせていただいておりました。今、保守についてお伺いしましたけれども、桜座開館以来 20 数年たちまして、現在、いろんな設備、そして建物が更新の時期を迎えております。ここ数年でかかった費用、そしてこれからかかる費用を考えますと、億は軽く超えてくるというふうに認識をしておりますが、そのあたりいかがでしょうか。御回答願います。

教育次長（吉野広昭君）

はい。具体的な金額の積算まではしておりませんが、かなり高額な費用がかかると思います。特にですね、桜座の設備につきましては特に舞台上の機器については生命の危険に関わるようなことですので、こちらのほうは最優先で修繕、もしくは高額な費用がいつて、高額な費用必要でもですね、それはもう修繕をするというようなことです。

で、議員も御存じのとおり、かなり老朽化して、職員のほうが見回るたびに不具合箇所がでてきているようなことは事実で、今後につきましては財政上の負担もありますので、できるだけ計画的にですね、修繕なり改善を図っていくように考えております。

町長（片岡雄司君）

次長の追加でちょっと答えさせていただきます。

こういった 20 年を経過したような箱物施設はですね、やはりお金がかなり維持管理にかかってくるという認識はしております。20 年を過ぎましてやはり次長にも答弁させていただきましたが、老朽化によってですね修繕は必要となってきました。その時期に、多分なってきたらと思っております。

今後につきましてはやっぱり優先順位をつけてですね、財政のほうとも協議をしながら、一気にやり直すのではなく先ほど次長が言

われましたとおり、舞台のあたりの修繕につきましてはしっかりと、人命にかかわることがあるということです。しっかりと早めに対処をさせていただくとともに、あとは優先順位をつけて改善していく方法をとらせていただきたいと思いますと考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

御回答いただきましてありがとうございます。

私も非常勤の職員として勤務をしておりましたが、その修繕、補修、更新にかかわる業者さんと交渉をして、その予算にかかわる金額を数百万減額するなどの仕事をしてまいりました。

たくさん、維持にお金をかけているこの桜座に対して、この館を利用する自主事業費、これが予算でいくらになっているかっていうのを御回答願います。

教育次長（吉野広昭君）

はい。ちょっとですね、昨年からコロナの関係で自主事業自体は行ってませんけども、幼児向けの映画の上映に係る 15 万円程度を予算計上しております。

2 番（岡林哲司君）

御回答ありがとうございます。

年間 15 万円という自主事業の予算がついているということでございます。先ほどの御答弁でもございましたが、高知県でとても有名な幼児向けの映画、これを夏休みに 1 本上映して終わりということここ何年も続けてきている、コロナ以前という話ですが、というのが現状でございます。

以前、高知市の文化ホールでありますかるぼーとの更新費が先送りに先送りを重ねて一気に 10 億円かかったということが昔新聞で話題になりました。桜座ではそうならないように前教育次長でもあります片岡町長も含めて、長年計画的にこの更新に努めてきていただいているとは思いますが、これほどのお金をかけて維持をしている文化ホールでございます。それを町として利用するのが年間 15 万円という予算、これは非常に少ないのではないのでしょうか。そのへんのお考えについて教育長、御回答お願いします。

教育長（濱田陽治君）

コロナもあって、映画一つというのは寂しいなというのが私の実感です。

さて、議員のほうから文教のまちということを言われまして、町

長も文教のまち佐川の継承ということを言われます。文教ということの定義からちょっとお話をします。これは文と教育です。文は科学実学を入れた学問です。それと、生き方を問う学問。それと、芸術に触れることによって情操を育て、人を整えるということです。それから、よい習慣に基づく人の生き方と、こういったものを文とこういうふうに定義をしております。

で、昔の人たちの人を整えるのに芸術に親しんで情操を育てるということを非常に重視をしておりました。論語の中に礼に始まりがくに整うとこういうことを言っております。がくとはい音楽です。名教館でも剣術、馬術、弓術のスポーツとともに実学として兵学、産学、算術、医術、天文学とこういったことをしながら論語の勉強をして生き方を学びながらお茶やお花をやったりしてですね、なかなか情操教育をやっておったという実態がございます。歌の一節で人生のピンチを支えられるということもありますので、お金に換算しにくい部分ではありますけども、これが非常に文教のまちというところからは大事なところかと思えます。

ホールがありまして中身がありませんとなるとですね、どうしたもんかなという心配をしておりました。

さて、森議員の御質問に、社会教育についての御質問にお答えする中で、コロナ禍を克服し、地域コミュニティーのつながりを立て直し、絆を確かめることを視野に入れながら、社会教育の振興をとこうお答えをしたわけですが、これについて広報したり文化関係の団体の支援をするというぐらいのことしかよう考えておりませんでした。今議員の御質問の中から思ったことに、自主企画事業をやりますと、スタッフがアイディアを出してですね、これを実現して町民に喜ばれるということをやれば、これが呼び水にもなると。町民の皆さんもああいうのはいいな、やってみたいなという気持ちになりますし、スタッフの皆さんも充実感をもってくださると。そうすると専門性の高いスタッフの皆さんの人材も集まって来るし、専門性も高まるんじゃないかというような波及効果も考えたところでは。

ただし、次長も申しましたように、今コロナの状態で来年がどうなるのかもちょっと見えません。それと、ハードの保守と投資ということもあつてますので、この条件整備とのタイミングもありまして、また、町長にも御理解をいただきながら、町長とも相談をしな

がらですね、この議員の御提言の部分をなんとか生かせる方途はないものかなということを考えていきます。また、議員のほうにもお知恵をお借りできればありがたいかなと思います。以上でございます。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

私自身も岡林議員の言うように年1回の映画上映ではちょっと寂しいと教育長と同じ考えを持っております。

コロナでですね、やはりできなかったというのは事実であります。今後はやっぱり町民の皆様からもどういった事業をやったらどうかという御意見をいただきたいとは思っております。

また、今後、必ずコロナは収束すると思いますので、こういった桜座というすばらしい町の財産をですね、活用させていただきながら、皆さん、町外からも来ていただけるような何か自主事業ができたらと考えております。また、岡林議員におかれましても、私より一緒に教育委員会でお世話になりましたが、私より自主事業についてはノウハウがかなりもっておられると思いますので、ぜひ、アドバイスを教育委員会のほうにしていいただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

2 番（岡林哲司君）

非常に前向きな御回答をいただきまして、ありがとうございます。

私自身、先ほども申し上げましたが、6月までは桜座に勤めておりました。また、桜座の開館2年目に桜座にて成人式を迎えさせていただいております。町民にとって桜座というのは今の子供たちにとったら小さいころから発表の場であり、そして成人式という晴れの日を迎える大切な場所になっていると思います。

開館当初からたくさんの芸術や文化イベントが開催されたことが今でも記憶に残っております。当時は有名なアーティストやしっかりとしたレベルの高いクラシックの演奏などコンサートなどを格安で見る事ができました。今、勤めた経験も踏まえて考えますと、かなりの赤字事業、最初からわかって赤字事業をやっていたのではないかなと思います。

当時は、開館当時は桜座には基金がございまして、億を超える基金がございまして、潤沢な資金とともにたくさんの文化事業をして、これは赤字事業とは申しましたが、佐川町民の文化的な教養のレベ

ルを上げることに非常に役立ってきたと思います。私もその恩恵にあずかったうちの一人でございます。ただし、現在の年間 15 万円という予算では町民に対して、せっかくある文化施設が文化教養のレベルを上げるために利用されて、しっかりと活用できていないというふうに感じておりますので、例えばでございますが、年間 50 万円の予算をつけて、これを年間を通して運用していく、例えば一つ自主事業をやってそれで黒字が出れば、また次の事業を考えれるといった職員も前向きにどんどん自主事業に取り組める、そして、そんなに多くの予算をどんどん投入しなくても町民にとって文化的なイベントが開催されるような仕組みに変えていくというような提案をさせていただきたいのですが、それをどのようにお考えでしょうか。お願いします。

教育次長（吉野広昭君）

予算についてはですね、この場で確約はちょっといたしかねますので、御了解ください。

私なりにですね、以前、開館 5 年目くらいから 3 年間ほど勤務をしました。その時にですね、自分なりに出た結論はですね、当時、桜座で練習をしていただくサークルの方がですね、このような、こういうアーティストを呼んで下さいというので、それを桜座の自主事業にしてですね、チケット販売等は御協力をいただいたと。で、佐川町みたいな中山間の位置する文化ホール、桜座のあり方としてはですね、こういうふうに住民の方とですね、一体的に、一緒になってつくりあげていく企画のほうがあるべき姿じゃないかなというふうに思っております。

それにつきましても、今も気持ちには変化はないんですけど、残念ながらお金のほうはですね、ちょっと伴ってませんので、今後そういうような形でですね、住民の方に一緒になってですね、一緒に喜んでいただけるような自主事業ができるように取り組んでいきたいと思っております。

2 番（岡林哲司君）

しっかりと活用していきたいという御回答いただきました。

その、予算につきましては、もう基金も底をついていますし、すぐに潤沢につけるといえるのは難しい状況というのは把握をしております。先ほども次長のほうから地元の住民に協力をいただいて、一緒につくりあげていくという話がございましたが、それでも今の 15

万円という状況では実際は何もできない。1本映画をやったら終わり。しかもこれは最新の映画ということではございません。高知県の場合、その土佐山田のですね、アンパンマンミュージアムさんとかの財団からの協力があるのでその映画はできますが、ほかの映画に関しては実際その予算では全くできません。それしかできないのでそれを行っているというような現状だと把握をしております。

ぜひとも、この自主事業についてしっかりとこの先ほども言いましたがお金がない、お金がないということではございますけれども、この多額の補修、そして更新の費用をかけている施設をその費用から考えますと少し上乗せをすることでこれをしっかり活用していくことが職員にとってもできていくと思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

職員の待遇、桜座の職員の待遇について伺いをいたします。

青山文庫、地質館には専門的な知識を持った学芸員が正職員として配置をされております。ところが、先ほど多額の予算を投入して保守、そして更新の管理をしているとお答えいただいた桜座には、専門的な文化施設にもかかわらず該当する国家資格がないためか、専門的な知識を有した正職員が配置されてきていないという歴史がございます。個人的な意見ではございますが、現在、再任用で桜座で勤務をされております元館長の横山氏が歴代の中でも特に積極的に文化ホールの運営、そして地域の芸術文化の振興、これは舞台ですかね、劇とかああいうことも含めて活用、そして振興に努めてこられた方だと認識をしております。

舞台芸術において、通常、音響技術、照明技術、そして舞台監督の技術、そしてホールの窓口業務と最低でも3人の専門知識をもった技術者と受付、接客業務ができる職員の4名が必須です。現在の桜座の状況は技術職員2名、事務職員1名、再任用の正職員の方1名の4名で運営をしている状況であります。当然、シフト等の関係で技術職員が事務仕事もされておりますし、また、事務職員の方が技術の仕事をする必要が発生することから、以前より職員側からも技術職を3名という形にしてほしいという要望が上がっておりますが、これは実現しておりません。事務ということで、事務、総合職として雇った人間に専門的な仕事を担当していただいているというのが現状でございます。

私自身 6 月まで桜座で勤務をしておりましたが、私が採用された時点では、嘱託職員という立場でございました。佐川町の給与表には土木の技術者と同様に桜座の技術者、技術職という項目があり、技術職員として一定、非常勤の事務総合職よりも高い設定になっておりました。ところが、会計年度任用職員の制度が適用される際にこの部分がなくなり、経験や知識を有する職員が必要、そしてそういう職員を雇用しているにもかかわらず、給与表の下の方で今現在働かれている方は手取り 10 万円ほどのお給料となっております。

この点について、どうしてこのような状態になったか、なぜ、職員の職歴、経験等が加味されていないのか、御回答願います。

総務課長補佐（川田富佐君）

岡林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

桜座におります会計年度任用職員、その他会計年度任用職員の給与の号級の設定につきましては、全国町村会が示しております基準を参考に職種ごとにその当時の給料額を考慮し、基礎号級及び上限の設定を行っております。また、各職種の給与の上限は新たに支給されることになりました期末手当も考慮のうえ、当時の報酬水準と大きく変わらないものとなるように設定をいたしております。また、設定をするにあたりまして、各課局のヒアリングをさせていただいております。その中で技術職員という職種につきましては、桜座の音響等に従事をする職としまして、特に学歴は不問、資格も有しない者を想定をしている職種という回答であったため、基礎号級につきましては 1 級 1 号、上限は 1 級 33 号として設定をしております。

会計年度任用職員を新規で任用する場合には、まず、給与の位置づけを決定いたしますが、その際に経験年数の換算も行い、基礎号級に対しまして、その期間に見合った号級を加算する場合もございます。ここで言う経験年数とは、常勤職員である正職員の換算方法とは異なりまして、会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数のみが対象となっております。そのため、民間企業や他の地方公共団体はもちろん、同じ地方公共団体内でございまして、常勤職員としての在職期間は含まないようになっております。ただし、保健師や介護支援専門医等、専門的な資格を有する職種につきましては、職種別基準表の基礎号級にあらかじめ学歴免許等の資格取得を要する期間等を反映させたり、また、実務経験を何年以上というような反映をしております。以上になります。

2 番（岡林哲司君）

御回答いただきましてありがとうございます。

桜座のその会計年度の任用職員の募集要項が学歴、そしてそういう資格等を条件にしていらないということだからその安いところから始まるということになったという御回答でしたけれども、つまり判断する国家資格等の資格がないためということでございます。ここで、規模は違いますが、指定管理制度を導入しておりますからぼーとの舞台にかかわる技術職の方の外注費用を提示させていただきます。チーフオペレーターが1ステージ3万5千円、通常オペレーターが1ステージ2万5千円、全国的平均で言いますと1ステージ当たり6万円ということです。これは1ステージです。1日ではございません。

ちなみに、該当する国家資格はないことから、今例を挙げた報酬をもらっている技術者のほとんどが国家資格はもとより企業に取りまとめをする資格等も持っていない、ほとんどの方が持たれていないということでございます。上を見ればきりがないことは承知しておりますが、実際に高知県下の各文化ホールの担当で構成される団体によりますと、各ホールでこの会計年度任用職員の適用後、技術職員の低賃金化により、技術職員の確保が困難になり、地域の発表会等でさえ対応できないホールが増えてきていることが報告され、問題になっているということでもあります。これは高知県全体のその文化ホールの担当の会での話でございます。

先日、佐川町で開催されました佐川町文化祭芸能部門の舞台において、片岡町長もごらんになられたかと思いますが、桜座の現職員、スタッフは桜座の機能をしっかりと生かし、地域の方々が日ごろ取り組んでこられた芸術、芸能活動の発表の場をしっかりと切り盛りをされておられました。これは、佐川町にとって誇れることだと思います。県内の各文化施設が地元の文化祭でさえしっかりと運用できないところを、しっかりと今の職員は対応して、そしてコロナ禍で自主事業ができない中でもしっかりと日々それぞれのお互いの技術の研さんのために自主的に研修をされております。

しかしながら、この職員の待遇が現在のようになっているのは非常に問題だと感じます。現在の勤められている方々がもし退職された場合、同じ条件で同様の能力や資格、やる気を持った方々はまず現れないというふうに考えております。現在、この職員の待遇が現

在のようになっているのは、現在教育次長が桜座の館長を兼ねており、現場と管理者の間の情報の共有や正当な評価にこれは支障が出ているのではないかと推測をいたします。これは決して吉野教育次長への非難ではございません。教育次長という立場には教育委員会が取りまとめます非常に多くの事業に対応する必要がある、非常に多忙な役職だと認識をしております。

先日の議会全員協議会でも発言をさせていただきましたが、このような多額の予算を投じて維持管理をしている桜座をしっかりと運用、活用、運営していくためには現場に専門的な知識とやる気のあつる館長を置くこと、そして、技術職員の技術力をしっかりと評価し、佐川町の社会教育の第一線の現場として、20 数年たっても積極的に活用される公共施設の実例として、県下のみならず全国に知られるような、町民の誇りとなる施設になるようにしていただきたいと強く要望いたします。教育長のお考えをお聞かせください。

教育長（濱田陽治君）

はい、議員の御提言はまことにごもつともだと思います。また、今回の職員定数の増というお願いをしておりますが、そういうところもあってですね、人員の配置は今後しっかりしていきたいと思っておりますし、また、待遇の点につきましてはまた他との整合性等もありますので、総務課のほうともよく協議をしまして、できるだけ先へ進めていきたいと思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

御回答ありがとうございます。

桜座という文化施設、これは一般の行政にかかわる業務とは全く違う分野の施設でございます。しかしながら、町営でしっかりとこの文化施設を運営していくというのは文教のまちと言われますこの佐川町にとっては非常に重要な物件、施設だというふうに認識をしております。ぜひとも前向きに御検討いただけますようお願いを申し上げます。

片岡町長におかれましては、以前、教育次長を務めておられましたが、当時の私の率直なイメージでは部下の挑戦を「なんかあったら俺がなんとかするき」と後押ししてくれるような義に厚い方だと感じておりました。町長としてこの桜座の現状を踏まえ、今後の展望について一言お願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。桜座本当にいろいろな課題があると思います。

施設の修繕にしましても、先ほど岡林議員が言われましたとおり、技術者がちょっと少ないというようなことも事実だと考えております。そしてまた、4名で回しているということで、自主事業で、自主運営でやっているということは本当にすばらしく、お世話になってることだと思います。全てをやっぱり委託にしますと委託費も増大し、先ほど言われたように技術を持ってる方には高額のお金を払うことになります。やっぱり、この自主事業でやっていただいているというのは本当に感謝をしております。

しかしながら、総務課長補佐のほうからも御説明ありましたが、給料を現在の会計年度任用職員の給料を決めるにあたりましてはしっかりとほかのところとも調整をとりまして、決定を総務課のほうがしております。その中で技術的な資格については私も教育委員会にありましたが、なかなかその資格というのが難しいところでもありますので、今後、教育長も言われましたが、そういった技術を持った人を優先的にお願いし、会計年度職員の方々に対しましても1年ごとに昇級があると聞いておりますので、そういったことを御理解をいただいてできる限り桜座のほうで頑張っていただきたい、そのように考えております。もし、何かありましたらまた御相談を、教育委員会と私も話を聞かせていただきますので、ぜひ、よろしくお願いをいたします。

2 番（岡林哲司君）

御回答いただきましてありがとうございます。

会計年度任用職員という制度を適用していることから、これを直ちにすぐに今すぐ変えるというのは難しいということも承知しておりますが、その年度の変わり目の際にですね、しっかりとその仕事、技術というのをしっかりと査定をいただき、これを生かしてさらに桜座の運営、そして活用に進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、最後になりますが、ドイツのメルケル首相の言葉を引用させていただきたいと思います。「文化的イベントは私たちの生活にとってこのうえなく重要なものです。それはコロナパンデミックの時代でも同じです。もしかすると、私たちは、こうした時代になってやっと自分たちから失われたものの大切さに気づくようになるか

もしれません。なぜなら、アーティストと観客との相互作用の中で、自分自身の人生に目を向けるという全く新しい視点が生まれるからです。私たちは、さまざまな心の動きと向き合うようになり、自ら感情や新しい考えを育み、また、興味深い論争や議論を始める心構えをします。私たちは、芸術文化によって過去をよりよく理解し、また、全く新しいまなざしで未来へ目を向けることもできるのです。」これは、コロナ渦中において、芸術文化活動の重要性を訴え、それにかかわる人々をサポートする決意表明のようなスピーチの一部でございます。かつて、田中光顕氏、牧野富太郎氏、廣井勇氏、そして声楽家の下八川圭祐氏を輩出したこの文教のまち佐川町が、豊かな文教のまちとして高知県下、そして全国に知られる町になるよう、ぜひとも片岡町長にはハード面だけではなく、ソフト面にもしっかりと光を当てた町政を進めていただきたいとお願いをし、今定例会での私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、2番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで今定例会に通知がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告についてを議題とします。

産業厚生常任委員長の報告を願います。

産業厚生常任委員長（下川芳樹君）

審査結果を報告いたします。

令和3年12月8日、佐川町議会議長、西森勝仁様、産業厚生常任委員長下川芳樹、産業厚生常任委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、佐川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、受理番号3、付託年月日令和3年12月3日、件名「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書」、意見または審査の結果、意見書の内容について、全員賛成により採択。

以上、審査報告といたします。

議長（西森勝仁君）

以上で、委員長の報告を終わります。

受理番号3について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号３、「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書」は採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を９日の午前９時とします。

本日はこれで散会します。

散会　　午前 11 時 15 分

